

平成20年11月18日

## 単品スライド条項の運用の拡充について

「鋼材類」と「燃料油」に適用している高松市工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）の規定の対象を、平成20年11月5日より、「原材料費の高騰等、その価格上昇原因が明確な資材」に拡充します。

### 1 単品スライド条項の運用状況

高松市では、平成20年7月16日より「鋼材類」と「燃料油」を対象に単品スライド条項を適用しています。

### 2 単品スライド条項の適用対象資材の拡大

従前の「鋼材類」、「燃料油」の2品目の外にも、原材料費の高騰等に起因して、工事の請負代金額に影響を及ぼす価格上昇が見られ始めていることから、発注者・受注者間の個別協議に基づき、「原材料費の高騰等、その価格上昇が明確な資材」について、工事請負代金額に大きな影響（請負代金額の1%以上）を及ぼす場合には、単品スライド条項の適用資材とします。

#### 従前からの考え方との比較

<参考>

事 項	H20.7.16運用	今回運用
価格変動地域の捉え方	全国的な価格上昇に限定	地域的な価格上昇でも適用可能
対象となる品目	「鋼材類」、「燃料油」の2品目	左記以外にも工事の請負代金額に大きな影響（請負代金額の1%以上）を及ぼす品目について、発注者・受注者間の個別協議に基づき決定する。
スライド額算定ルール	工事の請負代金額に対して1%以上の影響を与える品目の合計増加額のうち、請負代金額の1%を超える額を発注者が負担	（同左）

問い合わせ先：財務部契約監理課（技術検査室）（087）- 839 - 2514

高松市契約監理課ホームページアドレス：<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/622.html>